

2021年度 岩美町農業再生協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

岩美町の水田農業は、標高0mから350mの標高差の中、730haの水田で展開されている。

そのうち水稻栽培は約515ha(但し、内4haは備蓄米の取組としてカウント)で、早生品種の「コシヒカリ」が185ha(36%)、「ひとめぼれ」が93ha(18%)で、水稻作付面積の54%になる。また、近年の夏期の高温による品質低下等を受け、夏の高温等気象の影響を受けにくく品質、食味の良い中生品種「きぬむすめ」の作付面積が「ひとめぼれ」を上回り、114ha(22%)を占めるようになった。これらの主力3品種で、水稻作付面積の76%を占めている。また、鳥取県育成品種星空舞は昨年の15ha(3%)から55ha(11%) 昨年対比370%増と主力品種に迫る作付面積となった。その他、酒造業者との連携による醸造好適米(14ha)の栽培や、特別栽培米(減農薬・減化学肥料栽培、) (102ha)等の環境負荷の少ない栽培への取組も推進している。

主食用米以外の作物では、戦略作物である飼料用米(24ha)、WCS用稲(27ha)、大豆(15ha)の作付面積が多く、政府備蓄米(4ha)は農業者団体としての取組があり、当協議会へは面積換算で4ha分が取組面積として割り当てられた。収益性の高い作物では、白ねぎ(3ha)、ハトムギ(3ha)、がそれに続いている。(数値は令和2年度)

地域が抱える問題として、農業従事者の高齢化、後継者不足が挙げられ、ほ場条件の良くない中山間地域だけでなく、比較的条件の良い平坦地でも担い手や後継者の確保が急務である。担い手の育成にあたっては、取組面積の拡大、生産性向上やコスト削減等を支援するため、農地中間管理事業の活用等により農地集積や分散錯圃の解消を推進していくことや、地域ぐるみでの農地周りの水路や農道などの付帯施設の維持、管理が必要であり、その解決のために地域や集落で農地の話し合いを重ね、人・農地プランが作成されたが、コロナ禍での営農継続に向けた協力体制の構築など、課題も多く、今後も継続して検討していく必要がある。特に近年、鳥獣被害が町内全域に及び、その対策も大きな課題となっている。

また水田の多くは湿田であるため、畑作物の作付が進んでおらず、今後も、非主食用米等、湿田でも安定的に栽培できる品目を中心に 協議検討を重ね、推進していくことが必要である。

2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

町内の水田は湿田が多く、水稻以外の作物を栽培する圃場条件は、好適とは言い難い。しかし、今後も主食用米の需要は減少していくことから、水田農業経営を維持していくためには、高収益作物への転換を図っていく必要がある。引き続き、産地交付金を活用しながら、地域の実情を把握し、地域に適した品目等を検討し、直売所や給食食材の供給等、地産地消の取組を推進していく。また、県全域で推進している品目についても、高品質で安定した供給ができるよう、栽培技術の向上、普及を図っていく。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

町内の水田は湿田が多く、水稻以外の作物を栽培するには水系単位での水管理が欠かせない。しかし、近年は転作作物として飼料用米等の新規需要米が多く栽培されるようになり、ブロックローテーションによる水系単位での水量調整等が行われなくなっている。今後も米の需給調整による、転作は増加すると予想され、転換作物を安定生産していくためには、畑地化を推進していく必要がある。各地区での実情を把握し、計画的な集積、集約化を関係機関・生産者団体等が連携して調整、推進していく。

4 作物ごとの取組方針等

(1) 主食用米

- 夏の高温等気象の影響を受けにくく品質、食味の良い中生品種「きぬむすめ」の作付拡大を推進する。また、きぬむすめ同様夏期の高温に強く玄米等級が優れ、コシヒカリ並以上の良食味で耐倒伏性が高く、いもち病にも抵抗性を持つ、鳥取県育成の新品種「星空舞」も加わった。コシヒカリときぬむすめとの中間熟期で作期分散が可能となり、長期に渡る適期収穫による高品質な米の供給が期待される。徹底した生産管理による作柄向上と販売強化による所得向上を図る。
- 有機JAS認定や鳥取県特別栽培農産物認証、JA特裁等の付加価値をつけた米づくりを推進する。これらについては、地元直売所や給食に加え、地元観光協会、ふるさと納税の記念品としても需要は増大しており、今後も更に流通・販売ルートを確認し、販売拡大、地産地消の取組を推進していく。
- トレーサビリティ（生産履歴追跡システム）の取組による安全・安心な米を供給する。

(2) 備蓄米

- 「きぬむすめ」等の安定した品質・収量が見込める品種により、安定的な収量確保と水田の保全管理を向上させる。

(3) 非主食用米

- 町内水田の多くは湿田であり、畑作物の作付拡大は困難な状況にある。また、コロナ禍での外食産業の低迷、人口減少による主食用米需要量の減少傾向は、今後も続く予想されることから、非主食用米を転作作物の中心的作物として位置付け、増反・増産の取組を推進する。

ア 飼料用米

- 複数年の契約栽培により安定的な供給先を確保し、多収品種の導入及び担い手への集積を支援し規模拡大を図る。供給先としては県内、県外を含めた販売ルートが開拓されており、水田における作付転換を進める。
- 団地化により作業効率を改善し、コスト削減や、取組面積の拡大により収益性の向上を図る。
- 砂壌土地帯を中心に蔓延しつつあるごま葉枯病対策として、土壌改良剤施用による土づくりを推進する。また、近年のウンカ発生による減収対策として、効果的な防除剤の導入を推進し、安定的な収量、及び品質確保を図る。
- 堆肥散布による土づくりを推進することで、圃場の保水力、保肥力を向上させ、健全な生育を促進することによる安定的な品質確保、収量の増大を図る。また、化学肥料の施用量の低減、使用農薬の節減を図る等、環境に配慮した生産の取組を推進する。

イ WCS 用稲

- 自給飼料確保と耕種農家の水田の有効活用を図るため、耕畜連携による資源循環の取組を推進する。
- 輸入飼料価格の高騰に対応し、耐倒伏性が高く収量が確保できる品種の作付推進と肥培管理の徹底により、現在確立されている販売先への安定供給を図るため、団地化による低コスト生産や生産性向上の取組を推進する。

(4) 麦、大豆、飼料作物

ア 麦

- 町内で生産されている食物繊維の豊富なモチ性的大麦は腸内環境を整えるスーパー食材として、健康や食生活に関心の高い消費者を中心に岩美道の駅の直売所等で人気がある。団地化による低コスト生産や生産性の向上を図り、作付面積の維持・拡大を推進する。

イ 大豆

- 転作作物として水田の効率的な利用が可能な土地利用型作物の重要な品目であるが、天候によ

り毎年の収量、品質が不安定になりやすい。ブロックローテーションや積極的な担い手への集積等による団地での取組を推進し、低コスト生産、生産性の向上や適正な肥培管理及び排水対策により安定的な収量、品質の確保を図り、作付面積の拡大を推進する。

- 堆肥散布による土づくりを推進することで、圃場の保水力、保肥力を向上させ、健全な生育を促進することによる安定的な品質確保、収量の増大を図る。また、化学肥料の施用量の低減、使用農薬の節減を図る等、環境に配慮した生産の取組を推進する。

ウ 飼料作物

- 畜産農家による自家利用生産であるが、今後も、畜産農家の増加は見込めず横ばいで推移するものと思われるため、現行の作付面積を維持し、安定的な収量、品質の確保を図る。

(5) そば

- 耕作放棄地の発生防止や解消に向けて取組のできる有用な品目であり、また水田の効率的な利用が可能な土地利用型作物の重要な品目であるが、生育初期の湿害や収穫時期の霜に極めて弱く、毎年の天候により収量、品質が不安定になりやすい。生育初期の排水対策の徹底、防草対策のための適期耕耘、初霜に遭わないよう適期播種等栽培管理を徹底し、安定的な収量及び品質の確保を図り産地化の取組を推進し、作付面積の拡大を図る。
- 圃場の団地化により作業効率を改善し、コスト削減や、余剰時間を取組面積の拡大に流用することにより収益性の向上を図る。

(6) 高収益作物（園芸作物等）

ア 白ねぎ

- 町の重点振興作物として位置付け推進する。白ねぎについては、鳥取県東部一円の関係機関、農業者団体が一体となって作付推進しており、本協議会においても生産者の確保や取組面積の拡大等に努め、鳥取のブランド品目として産地化の取組を推進する。
- 排水対策を徹底して、安定的な収量及び品質の確保を図り、産地化の取組を推進することにより、収益性の向上を図る。
- 堆肥散布による土づくりを推進することで、圃場の保水力、保肥力を向上させ、健全な生育を促進することによる安定的な品質確保、収量の増大を図る。また、化学肥料の施用量の低減、使用農薬の節減を図る等、環境に配慮した生産の取組を推進する。

イ ハトムギ

- 農業者団体との契約栽培により更なる需要増が見込めることから、町の重点振興作物として位置付け、生産者の確保や取組面積の拡大等に努めると共に、ハトムギ生産協議会が平成30年度に見直した栽培暦及びハトムギチェックリストを活用して、高収量栽培の取組を推進し、生産者の所得向上を図る。また圃場の団地化により作業効率を改善し、コスト削減や、取組面積の拡大により収益性の向上を図る。
- 堆肥散布による土づくりを推進することで、圃場の保水力、保肥力を向上させ、健全な生育を促進することによる安定的な品質確保、収量の増大を図る。また、化学肥料の施用量の低減、使用農薬の節減を図る等、環境に配慮した生産の取組を推進する。

ウ ブロッコリー、アスパラガス、小豆、マコモタケ

- 町の振興作物として位置付け、町全体が一体となって生産拡大、品質向上に努め、産地化の取組を推進する。
- 排水対策を徹底して、安定的な収量及び品質の確保を図り、産地化の取組を推進することにより、収益性の向上を図る。（マコモタケは除く）
- 堆肥散布による土づくりを推進することで、圃場の保水力、保肥力を向上させ、健全な生育を促進することによる安定的な品質確保、収量の増大を図る。また、化学肥料の施用量の低減、使用農薬の節減を図る等、環境に配慮した生産の取組を推進する。

エ 直売所販売一般作物

- 道の駅「きなんせ岩美」内の農産物直売所の販売拡大、地産地消を推進するため、「少量多品目栽培」の参画農家拡大に向けた生産体制づくりに努める。また、農業者団体でも推進している小型パイプハウスリース事業等を活用した作物づくりを推進し、年間をととした農業所得の確保に努める。
- 作付推進に当たっては、退職者等を対象とした栽培研修会を開催する等、営農指導の強化を図る。
- 排水対策を徹底して、安定的な収量及び品質の確保を図り、産地化の取組を推進することにより、収益性の向上を図る。
- 堆肥散布による土づくりを推進することで、圃場の保水力、保肥力を向上させ、健全な生育を促進することによる安定的な品質確保、収量の増大を図る。また、化学肥料の施用量の低減、使用農薬の節減を図る等、環境に配慮した生産の取組を推進する。

5 作物ごとの作付予定面積等

作物等	前年度作付面積等 (ha)	当年度の作付予定面積等 (ha)	令和5年度の作付目標面積等 (ha)
主食用米	510.53	499.92	480.00
備蓄米	4.00	4.00	4.00
飼料用米	23.63	36.07	40.00
WCS 用稲	26.80	26.80	26.80
麦	0.71	0.38	0.40
大豆	14.53	11.80	12.00
飼料作物	0.28	0.28	0.28
そば	4.78	6.12	7.00
高収益作物	14.753	14.281	17.731
・野菜	14.353	13.871	17.331
・白ねぎ	3.27	2.89	4.20
・アスパラガス	0.63	0.62	0.90
・ブロッコリー	0.27	0.37	0.60
・マコモタケ	0.48	0.38	0.50
・いちご	0.11	0.11	0.20
・枝豆	0.02	0.02	0.02
・かぼちゃ	1.33	0.90	1.30
・かんしょ	0.11	0.23	0.30
・キャベツ	0.34	0.46	0.50
・きゅうり	0.33	0.35	0.40
・こんにゃく	0.21	0.14	0.20
・さといも	0.59	0.69	0.70
・さやいんげん	0.17	0.18	0.20
・しょうが	0.00	0.001	0.001
・すいか	0.35	0.39	0.40
・そら豆	0.04	0.01	0.05

	・だいこん	0. 8 6	0. 6 9	0. 7 0
	・たまねぎ	0. 8 9	0. 9 1	1. 0 0
	・とうがらし	0. 1 4	0. 1 4	0. 2 0
	・とまと	0. 4 4	0. 4 2	0. 5 0
	・なす	0. 5 3	0. 5 3	0. 6 0
	・にんじん	0. 0 0 3	0. 0 2	0. 0 5
	・にんにく	0. 2 0	0. 2 3	0. 3 0
	・ねぎ	0. 1 8	0. 0 8	0. 1 0
	・はくさい	0. 3 0	0. 2 9	0. 3 0
	・パプリカ	0. 1 1	0. 1 1	0. 1 5
	・ばれいしょ	1. 1 8	1. 4 4	1. 5 0
	・ピーマン	0. 1 0	0. 1 2	0. 1 5
	・ほうれんそう	0. 2 0	0. 2 1	0. 3 0
	・未成熟とうもろこし	0. 7 7	0. 7 9	0. 8 0
	・メロン	0. 0 9	0. 0 5	0. 1 0
	・やまのいも	0. 0 1	0. 0 1	0. 0 1
	・レタス	0. 1 0	0. 0 9	0. 1 0
	・花き・花木	0. 4 0	0. 4 1	0. 4 0
	・きく	0. 1 9	0. 2 0	0. 2 0
	・てっぼうユリ	0. 0 6	0. 0 6	0. 1 0
	・花壇苗	0. 1 5	0. 1 5	0. 1 0
その他		4. 7 8	3. 5 7	4. 9 0
	・小豆	1. 5 3	1. 1 8	1. 4 0
	・ハトムギ	3. 2 5	2. 3 9	3. 5 0
畑地化		—	—	—

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	使途名	目標	目標値	
				前年度（実績）	目標値
1	白ねぎ	重点振興作物①助成	作付面積	（2020 年度） 3. 25ha	（2023 年度） 4. 20ha
2	白ねぎ	重点振興作物①生産 拡大助成	作付面積	（2020 年度） 0. 54ha	（2023 年度） 0. 70ha
3	ハトムギ	重点振興作物②取組 推進助成	取組面積	（2020 年度） 3. 24ha	（2023 年度） 3. 50ha
4	ハトムギ	重点振興作物②収量 増加助成	作付面積	（2020 年度） 3. 24ha	（2023 年度） 3. 50ha
5	ブロッコリー、ア スパラガス、小 豆、マコモタケ	振興作物助成	作付面積	（2020 年度） 2. 50ha	（2023 年度） 2. 80ha
6	直売所販売 一般作物 （ R3 産地交付金 一覧参照）	直売所販売一般作物 助成	作付面積	（2020 年度） 8. 58ha	（2023 年度） 10. 00ha

7	R2～大豆、小豆、 そば、麦(基幹作)	生産向上 排水対策加算	取組面積 (実施割合)	(2020 年度) 18.72ha (96.0%)	(2023 年度) 20.00ha (90%)
8	大豆、ハトムギ、 そば、飼料用米、 WCS 用稲	団地化取組加算	取組面積 (実施割合)	(2020 年度) 61.68ha (85.8%)	(2023 年度) 50.00ha (70%)
9	飼料用米	飼料用米 低収改善加算	取組面積 (実施割合)	(2020 年度) 14.83ha (62.8%)	(2023 年度) 25.00ha (70%)
10	飼料用米	飼料用米 減収予防加算	取組面積 (実施割合)	0	(2023 年度) 25.00ha (70%)
11	そば	そば作付け取組推進 助成	取組面積	(2020 年度) 4.15ha	(2023 年度) 7.00ha
12	整理番号 1・3・ 5・6 の作物及び 大豆、飼料用米	堆肥散布助成	取組面積	0	(2023 年度) 30.00ha

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

別紙

産地交付金の活用方法の明細

1. 地域農業再生協議会名

岩美町農業再生協議会

2. 活用予定額の総括表

(単位:円)

協議会等名	配分枠 (A+B)		活用予定額
		当初配分 (A)	追加配分 (B)
岩美町農業再生協議会	7,157,000	7,157,000	
			7,155,726

(注)追加配分が未定の段階にあっては、該当箇所を空欄により作成することとします。

3. 活用方法

配分枠

7,157,000

整理 番号	使 途 ※1	作 期 等 ※2	単価① (円/10a)	面 積 (a単位)※3															所要額 ①×② (円)	
				戦略作物						新市場 開拓用米	そば	なたね	高収益作物				その他	合計 ② ※5		
				麦	大豆	飼料作物	米粉用米	飼料用米	WCS用稲				加工用米	野菜	花き・花木	果樹				その他の 高収益作 物
1	重点振興作物(白ねぎ)①助成	1	19,495										289					289	563,405	
2	重点振興作物(白ねぎ)① 生産拡大 助成	1	7,581										27					27	20,468	
3	重点振興作物(ハトムギ)②取組推進助成	1	13,538														238	238	322,204	
4	重点振興作物(ハトムギ)②助成	1	8,122														238	238	193,303	
5	振興作物助成	1	13,538										137				85	222	300,543	
6	直売所販売一般作物助成	1	8,122										793	40				833	676,562	
7	生産性向上 排水対策加算	1	1,624	37	1,179							574					85	1,875	304,500	
8	団地化取組加算	1	1,624		1,179			3,606	2,679			574					238	8,276	1,344,022	
9	飼料用米低収改善加算	1	2,707					3,606										3,606	976,144	
10	飼料用米減収予防加算	1	1,083					3,606										3,606	390,529	
11	そば作付け取組推進助成	1	18,953									574						574	1,087,902	
12	堆肥散布助成	1	2,707					3,606										3,606	976,144	
合計(基幹)※4			実面積	37	1,179			3,606	2,679			574		1,219	40			323	9,657	※6 7,155,726
合計(二毛作)※4			実面積	0														0		

4. 追加配分を受けた場合の調整方法

- ①整理番号1～12の交付単価を個票の上限単価の範囲で一律に充当する。
- ②上限充当してもなお残余がある場合、全ての使途で一律に追加助成を行う。
- ③必要な場合は、次の単価調整を使用する。
単価調整係数＝活用予定額／（使途ごとの対象面積×交付単価）の合計 単価調整係数は小数点第6位以下切り捨てとする。
- ④高収益作物等拡大加算の配分があった場合には、上記の追加配分と同様に上限単価まで充当する。上限単価まで充当してもなお、残余がある場合には、全ての使途に一律に配分する。

5. 所要額が配分枠を超過した場合の調整方法

- ①活用予定額に収まるよう、整理番号1～12の交付単価を一律減額する。
- ②必要な場合は、次の単価調整を使用する。
単価調整係数＝活用予定額／（使途ごとの対象面積×交付単価）の合計 単価調整係数は小数点第6位以下切り捨てとする。

6. 高収益作物について

該当無し

注1 産地交付金で支援する作物のうち、高収益作物に該当する作物名（野菜、花き・花木、果樹除く）を記載してください。

注2 収益性のわかるデータを添付してください。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	岩美町農業再生協議会			整理番号	1	
使途名	重点振興作物(白ねぎ)①助成					
対象作物	白ねぎ(基幹作)					
単 価	19,495円/10a(上限:36,000円/10a)					
課 題	鳥取県は、西日本を代表する白ねぎ産地であり、本町においても、鳥取県東部一円の関連機関が、取組面積の拡大、生産者増にむけて推進を図っている。 白ねぎ栽培は、収穫期に幅があり取組み易い反面、収穫や出荷調整に要する労働時間が播種から収穫に要する労働時間の倍以上かかる。また、町内に共同選果場が無く、個人で出荷調整作業施設、出荷調整機械等を整備する必要があるため、初期設備投資の負担が大きく、新規取組者数が伸びず計画を下回っており、新規取組者による人数増と、高齢等でのリタイアによる人数減との割合がほぼ横這いである。 また、一戸当りの作付面積も冬場の雪害を嫌い、積雪前に収穫を終わらせる生産者が殆どで、頭打ちとなっており、面積及び生産量が計画通りには増えていない。					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	作付面積(a)	目標	420	350	375	420
		実績	325			—
内 容	対象作物を作付し、出荷・販売する農家等に、作付面積に応じて助成する。					
具体的要件	○対象者 ・経営所得安定対策等実施要綱に定める販売農家又は集落営農 ○対象水田 ・経営所得安定対策等実施要綱に定める水田 ○対象作物 ・白ねぎ(基幹作) ○その他 ・販売すること					
取組の確認方法	○対象者 ・対象作物の作付、販売状況が分かる書類等 ○対象水田 ・水田台帳との照合 ○対象作物、その他 ・現地確認(7月) ・その他必要に応じて協議会が提出を求める書類等					
成果等の確認方法	支払対象面積を集計					
備考	整理番号2・12と重複して支援可能					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	岩美町農業再生協議会			整理番号	2	
使途名	重点振興作物①生産拡大 助成					
対象作物	白ねぎ(基幹作)					
単 価	7,581円/10a (上限:14,000円/10a)					
課 題	鳥取県は、西日本を代表する白ねぎ産地であり、本町においても、鳥取県東部一円の関連機関が、取組面積の拡大、生産者増にむけて推進を図っている。 白ねぎ栽培は、収穫期に幅があり取組み易い反面、収穫や出荷調整に要する労働時間が播種から収穫に要する労働時間の倍以上かかる。また、町内に共同選果場が無く、個人で出荷調整作業施設、出荷調整機械等を整備する必要があるため、初期設備投資の負担が大きく、新規取組者数が伸びず計画を下回っており、新規取組者による人数増と、高齢等でのリタイアによる人数減との割合がほぼ横這いである。 また、一戸当りの作付面積も冬場の雪害を嫌い、積雪前に収穫を終わらせる生産者が殆どで、頭打ちとなっており、面積及び生産量が計画通りには増えていない。					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	作付面積(a)	目標	130	60	65	70
		実績	54			—
内 容	対象作物を作付し、出荷・販売する農家等の、前年度の面積から増加した面積に応じて助成する。又、新規に取組む農家については、作付面積の全てを拡大面積とみなし、助成する。					
具体的要件	○対象者 ・経営所得安定対策等実施要綱に定める販売農家又は集落営農 ○対象水田 ・経営所得安定対策等実施要綱に定める水田 ○対象作物 ・白ねぎ(基幹作) ○その他 ・対象作物の取組面積を拡大または新規で作付すること ・販売すること					
取組の 確認方法	○対象者 ・共通事項のとおり ○対象水田 ・共通事項のとおり ○対象作物、その他 ・共通事項のとおり、拡大については今年度及び昨年度の水田台帳等により確認					
成果等の 確認方法	支払対象面積を集計					
備考	整理番号1・12と重複して支援可能					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	岩美町農業再生協議会			整理番号	3	
使途名	重点振興作物(ハトムギ)②取組推進助成					
対象作物	ハトムギ(基幹作)					
単 価	13,538円/10a (上限: 25,000円/10a)					
課 題	土地利用型作物であるハトムギは、健康、美容の面からも注目され、国産品ニーズの高まりから需要が拡大し、水田転作の有用な作物となっている。 しかし収穫後の圃場での残渣の後始末が大変なことから、取組が敬遠されていて、その需要に対応できていない。 そのため、収穫後の作業に係る掛り増し経費の一部を支援し、省力化を図ることで新規取組者の増加を目指す必要がある。					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	取組面積(a)	目標	330	330	340	350
		実績	324			—
内 容	対象作物を作付し、出荷・販売する農家等のうち、次作の取組に向けた作業を行う農業者					
具体的要件	○対象者 ・経営所得安定対策等実施要綱に定める販売農家又は集落営農 ○対象水田 ・経営所得安定対策等実施要綱に定める水田 ○対象作物 ・ハトムギ(基幹作) ○その他 ・販売すること ・収穫後、乗用モアでの刈り込み、併せて2回以上鋤き込むこと ・1圃場につき1回の助成とする					
取組の 確認方法	○対象者 ・共通事項のとおり ○対象水田 ・共通事項のとおり ○対象作物、その他 ・共通事項のとおり ・ハトムギチェックリスト					
成果等の 確認方法	支払対象面積を集計					
備考	整理番号4・8・12と重複して支援可能					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	岩美町農業再生協議会			整理番号	4	
使途名	重点振興作物(ハトムギ)②収量増加助成					
対象作物	ハトムギ(基幹作)					
単 価	8,122円/10a (上限: 15,000円/10a)					
課 題	土地利用型作物であるハトムギは、水田転作の有用な作物であるが、葉枯れ病の発生や、栽培管理の不徹底が原因と思われるが、現状では収量が10a当り155kg程度で以前に比べると増加しているものの未だ少ない。 特にマイナー作物であることから、登録農薬がほとんどないため、葉枯れ病や雑草害、鳥獣害の発生により大きな減収となっているほ場もあり、平均収量が目標収量を下回っている。 そのため、高収量技術支援として、施肥、病虫害防除に係る経費の一部を支援し、収量増加を図る必要がある。					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	作付面積(a)	目標	330	330	340	350
		実績	324			—
内 容	対象作物を作付し、出荷・販売する農家等のうち、次作の取組に向けた作業を行う農業者					
具体的要件	○対象者 ・経営所得安定対策等実施要綱に定める販売農家又は集落営農 ○対象水田 ・経営所得安定対策等実施要綱に定める水田 ○対象作物 ・ハトムギ(基幹作) ○その他 ・販売すること ・収量増加を図るための以下の①～③の取組を全て実施すること ①種子消毒(必須防除)を行うこと ②出穂前防除(必須防除)を行うこと ③播種直後除草(必須除草)を行うこと ・①～③が出来ていない場合は捨てづくりと見なし、捨てづくりと判断した場合は対象外とする。 ・1圃場につき1回の助成とする。					
取組の 確認方法	○対象者 ・共通事項のとおり ○対象水田 ・共通事項のとおり ○対象作物、その他 ・共通事項のとおり ・ハトムギチェックリスト					
成果等の 確認方法	支払対象面積を集計					
備考	整理番号3・8・12と重複して支援可能					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	岩美町農業再生協議会			整理番号	5	
使 途 名	振興作物助成					
対象作物	ブロッコリー、アスパラガス、小豆、マコモタケ(基幹作)					
単 価	13,538円/10a(上限: 25,000円/10a)					
課 題	ブロッコリー・アスパラガスは、JAいなばの重点推進野菜である。これに本県の正月の雑煮用に需要のある小豆を加えて町の振興作物として推進してきた。また、マコモタケは町内の一部地域の取組であるが、町の特産品である「いわみ八宝」の一品として地区振興作物に位置づけ推進に取り組んできた。地域ブランドとして維持し、最低限の出荷数量を確保する必要があるが、生産農家の高齢化による慢性的な人手不足が大きな問題となっており、ブロッコリー・アスパラガスについては、初期導入資材費等の経費がかかること、マコモタケや小豆については、機械化が困難な作業も多く、手間がかかること、また、鳥獣被害の増加により、作付面積の拡大に結びつかず、需要に対応できていない。 そのため、今後も各品目の抱える課題に取り組みながら、初期導入資材費、機械化及び鳥獣対策に係る経費の一部を支援し、作付面積の維持、拡大を目指す。					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	作付面積(a)	目標	340	260	270	280
		実績	250			—
内 容	対象作物を作付し、出荷・販売する農家等に、作付面積に応じて助成する。					
具体的要件	○対象者 ・経営所得安定対策等実施要綱に定める販売農家又は集落営農 ○対象水田 ・経営所得安定対策等実施要綱に定める水田 ○対象作物 ・ブロッコリー、アスパラガス、小豆、マコモタケ(基幹作) ○その他 ・販売すること ・1圃場につき1回の助成とする					
取組の 確認方法	○対象者 ・共通事項のとおり ○対象水田 ・共通事項のとおり ○対象作物、その他 ・共通事項のとおり					
成果等の 確認方法	支払対象面積を集計					
備 考	整理番号12と重複して支援可能 小豆については整理番号7も重複して支援可能					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	岩美町農業再生協議会			整理番号	6	
使途名	直売所販売一般作物助成					
対象作物	R3産地交付金一覧(岩美町)に掲げる一般作物(戦略作物、重点振興作物、振興作物、そば、麦、果樹、永年性作物を除く)(基幹作)					
単 価	8,122円/10a (上限: 15,000円/10a)					
課 題	岩美道の駅農産物直売所オープンから3年、順調に売上を伸ばしているが、町内農家の販売する生産物の割合は、5割に留まっている。(交付対象生産物については60%程度) また、本町は中山間地帯に位置しており、大区画化が困難な圃場が多く存在し、家庭菜園的に利用されている圃場も少なくないが、出荷調整資材を多種類を小ロットで揃えるために割高となり、作業も多岐にわたり手間がかかることから、農家の高齢化等の労働力不足により、作付されないまま放置される圃場も増加傾向にあり、同一水系の耕地全体にとっても悪循環となりつつある。					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	作付面積(a)	目標	1150	900	950	1000
		実績	858			—
内 容	対象作物を作付し、岩美道の駅農産物 直売所へ出荷・販売する農家等に、作付面積に応じて助成する。					
具体的要件	○対象者 ・経営所得安定対策等実施要綱に定める販売農家又は集落営農 ○対象水田 ・経営所得安定対策等実施要綱に定める水田 ○対象作物 ・R3産地交付金一覧(岩美町)に掲げる一般作物(戦略作物、重点振興作物、振興作物、そば、麦、果樹、永年性作物を除く)(基幹作) ○その他 ・岩美道の駅農産物直売所へ販売すること ・1品目を1区画につき20㎡以上作付けすること ・1圃場につき1回の助成とする					
取組の確認方法	○対象者 ・共通事項のとおり ○対象水田 ・共通事項のとおり ○対象作物、その他 ・共通事項のとおり ・販売伝票により確認する					
成果等の確認方法	支払対象面積を集計					
備考	整理番号12と重複して支援可能					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	岩美町農業再生協議会				整理番号	7
使途名	生産性向上 排水対策加算					
対象作物	大豆、小豆、そば、麦（基幹作）					
単 価	1,624円/10a（上限：3,000円/10a）					
課 題	町内の水田は湿田が多く、水稻以外の作物を栽培するには排水対策が欠かせない。しかし、近年は転作作物として飼料用米等の新規需要米が多く栽培されるようになり、ブロックローテーションによる水系単位での水量調整等が行われなくなっている。今後も米の需給調整による、転作は増加すると予想され、転換作物を安定生産していくためには排水対策の推進が急務である。					
目 標			令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度
	取組面積(a) 実施割合(%)	目標	4000 70	1900 90	1950 90	2000 90
		実績	1872 96.0			—
内 容	水張りの必要のない作物の生産性及び品質向上を目指し、排水対策の取組をし、販売する農家に、作付面積に応じて支援する。					
具体的要件	○対象者 ・経営所得安定対策等実施要綱に定める販売農家又は集落営農 ○対象水田 ・経営所得安定対策等実施要綱に定める水田 ○対象作物 ・大豆、小豆、そば、麦（基幹作） ○その他 ・販売すること ・排水対策を目的とした以下の取組のいずれかに取り組むこと ① 額縁明渠及び排水溝の設置（排水溝については5m程度の間隔で15cm程度の深さがあること。額縁明渠に連結していること。） ② 高畦栽培の実施 ③ カルチベータ等による畦間土壌透湿性改善の実施 ④ サブソイラ等による心土破碎の実施 ⑤ 弾丸暗渠等の設置 ・1圃場につき1回の助成とする					
取組の 確認方法	○対象者 ・共通事項のとおり ○対象水田 ・共通事項のとおり ○対象作物、その他 ・共通事項のとおり ・現地確認による ・栽培管理日誌等による					
成果等の 確認方法	・支払対象面積を集計 ・取組面積を、対象作物の作付面積で除す					
備考	大豆については整理番号8・12 小豆については整理番号5・12 そばについては整理番号8・11・「そば、なたね作付助成（県設定）」と重複して支援可能					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	岩美町農業再生協議会				整理番号	8
使途名	団地化取組加算					
対象作物	大豆、ハトムギ、そば、飼料用米、WCS用稲(基幹作)					
単 価	1,624円/10a (上限3,000円/10a)					
課 題	対象作物は地域において需要があるものの、低価格での供給が求められるため生産コスト削減が必須であるが、中山間地帯となる町内圃場は作業効率が悪く、農家の所得向上を推進していく上で、ネックとなっている。そのため、広い農地に作付けが見込まれる土地利用型作物である対象作物は、団地化を促進し作業効率の改善を図り、収益性を上げていくことが必要で、そのために農地の貸借及び手続きにかかる経費等の一部を支援する。					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	取組面積(a) 実施割合(%)	目標	8800 80	4000 60	4500 65	5000 70
		実績	6168 86			—
内 容	品目毎に2筆以上の団地化した圃場で大豆、ハトムギ、そば、飼料用米、WCS用稲(基幹作)を作付する販売農家に、団地面積に応じて支援する。(但し、飼料用米とWCS用稲については作柄的に同時期の作業であることから新規需要米として一括りとする。)					
具体的要件	○対象者 ・経営所得安定対策等実施要綱に定める販売農家又は集落営農 ○対象水田 ・経営所得安定対策等実施要綱に定める水田 ○対象作物 ・大豆、ハトムギ、そば、飼料用米、WCS用稲(基幹作) ○その他 ・販売すること ・2つ以上の水田の一か所(道路、水路等を挟んでも可)が接続し、入退出が迂回せず可能な(作業の継続に支障が無い)水田 ・作業効率性を重視し、それぞれの品目毎での団地化を対象とする。但し、飼料用米とWCS用稲については作柄的に同時期の作業であることから新規需要米として一括りとする。 ・1圃場につき1回の助成とする ・飼料用米・WCS用稲は新規需要米取組計画の認定を受けていること。					
取組の 確認方法	○対象者 ・共通事項のとおり ○対象水田 ・共通事項のとおり ○対象作物、その他 ・共通事項のとおり ・現地確認による ・新規需要米生産集出荷数量一覧表による					
成果等の 確認方法	・支払対象面積を集計					
備考	大豆については整理番号7・12、ハトムギについては整理番号3・4・12、そばについては整理番号7・11・「そば、なたね作付助成(県設定)」、飼料用米については整理番号9・10・12・「飼料用米複数年(県設定)」、WCS用稲については「耕畜連携助成(わら利用)・(資源循環)・(水田放牧)(県設定)」と重複して支援可能					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	岩美町農業再生協議会				整理番号	9
使途名	飼料用米低収改善加算					
対象作物	飼料用米(基幹作)					
単 価	2,707円/10a (上限:5,000円/10a)					
課 題	町内の特に砂壤土地帯では、近年、晩生品種の水稻にごま葉枯病が蔓延し、収益性に多大な影響をおよぼしている。特効薬がなく、土壌改良が有効な手段であるが、改良剤等の資材費も嵩み、また土壌改良には数年かかることから取り組みが進んでおらず、蔓延防止と土壌改良が急務となっている。そのため、ごま葉枯病対策に必要な資材費の一部を支援し、収量増加を図る。					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	取組面積(a) 実施割合(%)	目標	3000 80	1500 60	2000 65	2500 70
		実績	1483 63			—
内 容	飼料用米のごま葉枯病による、低収改善のために土壌改良剤を散布し、収益性の改善に取り組む農家に作付取組面積に応じて支援する。					
具体的要件	○対象者 ・経営所得安定対策等実施要綱に定める販売農家又は集落営農 ○対象水田 ・経営所得安定対策等実施要綱に定める水田 ○対象作物 ・飼料用米(基幹作) ○その他 ・販売すること ・土壌改良剤を散布すること ・成分として、鉄、ケイ酸の含まれた土壌改良剤をメーカー指定の基準量以上散布すること ・令和2年度で秋以降の散布より令和3年度 of 取組とみなし対象とする ・1圃場につき1回の助成とする ・飼料用米・WCS用稲は新規需要米取組計画の認定を受けていること。					
取組の 確認方法	○対象者 ・共通事項のとおり ○対象水田 ・共通事項のとおり ○対象作物、その他 ・共通事項のとおり ・栽培管理日誌 ・土壌改良剤の購入伝票、メーカー指定の散布基準量の確認できるもの ・新規需要米生産集出荷数量一覧表による					
成果等の 確認方法	・支払対象面積及び飼料用米取組を集計					
備考	整理番号8・10・12・「飼料用米複数年(県設定)」と重複して支援可能					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	岩美町農業再生協議会				整理番号	10
使途名	飼料用米減収予防加算(新規)					
対象作物	飼料用米(基幹作)					
単 価	1,083円/10a (上限:2,000円/10a)					
課 題	ヒメトビウンカはウイルスを媒介し、縞葉枯病を発生させるが越冬するため圃場によっては再発する可能性がある。また、トビイロウンカは、6～7月に飛来するが、飼料用米は出穂後の防除ができないため、予防的に防除する必要がある。近年ではウンカによる被害が多数発生しており、収量減少に繋がっている。そのため、ウンカ対策に必要な資材費の一部を支援し、収量確保を図る。					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	取組面積(a) 実施割合(%)	目標	—	2000 60	2300 65	2500 70
		実績	—			—
内 容	飼料用米のウンカによる減収予防のために、継続して効果のある箱粒剤及び出穂前本田防除剤の両方を散布し、収益性の改善に取組む農家に取組面積に応じて支援する。(但し、効果の持続する箱粒剤の場合は、1剤でも対象とする)					
具体的要件	○対象者 ・経営所得安定対策等実施要綱に定める販売農家又は集落営農 ○対象水田 ・経営所得安定対策等実施要綱に定める水田 ○対象作物 ・飼料用米(基幹作) ○その他 ・販売すること ・ウンカに効果のある薬剤を基準量散布し、継続して防除すること ・1圃場につき1回の助成とする ・飼料用米・WCS用稲は新規需要米取組計画の認定を受けていること。					
取組の 確認方法	○対象者 ・共通事項のとおり ○対象水田 ・共通事項のとおり ○対象作物、その他 ・共通事項のとおり ・栽培管理日誌 ・ウンカ適用農薬の購入伝票、メーカー指定の散布基準量及び効果の持続期間の確認できるもの ・新規需要米生産集出荷数量一覧表による					
成果等の 確認方法	・支払対象面積及び飼料用米取組を集計					
備考	整理番号8・9・12・「飼料用米複数年(県設定)」と重複して支援可能					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	岩美町農業再生協議会				整理番号	11
使途名	そば作付け取組推進助成					
対象作物	そば					
単 価	18,953円/10a (上限: 35,000円/10a)					
課 題	作業効率が悪い中山間に位置する農地が多い本町の水田活用の有効な品目として、対象作物について推進を進め、産地化を図りたい。しかし、収穫から乾燥調整について、専用農機を所有していない生産者が多く、規模拡大が難しい状況である。そこで、収穫から乾燥調整に係る経費を助成することで、作業の省力化、効率化を図り生産規模拡大、新規取組者の獲得を目指す。					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	取組面積(a)	目標	500	500	600	700
		実績	415			—
内 容	対象作物を作付し、出荷・販売する農家等のうち、次作の取組に向けた作業を行う農家に取組面積に応じて助成する。					
具体的要件	○対象者 ・経営所得安定対策等実施要綱に定める販売農家又は集落営農 ○対象水田 ・経営所得安定対策等実施要綱に定める水田 ○対象作物 ・そば(基幹作) ○その他 ・販売すること 作付までに2回以上耕耘する事。 栽培管理日誌を作成し、提出する事。					
取組の 確認方法	○対象者 ・共通事項のとおり ○対象水田 ・共通事項のとおり ○対象作物、その他 ・共通事項のとおり					
成果等の 確認方法	・支払対象面積を集計					
備考	整理番号7・8・「そば、なたね作付助成(県設定)」と重複して支援可能					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

産地交付金の活用方法の明細(個票)

協議会名	岩美町農業再生協議会				整理番号	12
使途名	堆肥散布助成(新規)					
対象作物	整理番号1・3・5・6の作物及び大豆、飼料用米					
単 価	2,707円/10a (上限:5,000円/10a)					
課 題	本町では堆肥の施用による化学肥料低減及び土づくりによる生産性向上並びに多収化を図るため、牛糞堆肥散布利用の促進を図る必要があるが、現状において耕種農家側で牛糞堆肥の散布手段は限定されており、ほとんどが散布受託組織への委託作業となっている。そのため、本交付金の活用により、散布委託料の一部を支援することにより、堆肥利用の取組を推進する。					
目 標			令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
	取組面積(a)	目標	—	1000	2000	3000
		実績	—			—
内 容	対象作物を作付し、出荷・販売する農家等のうち、町内産堆肥散布による土づくりに取組む農家に取組面積に応じて助成する。					
具体的要件	○対象者 ・経営所得安定対策等実施要綱に定める販売農家又は集落営農 ○対象水田 ・経営所得安定対策等実施要綱に定める水田 ○対象作物 ・整理番号1・3・5・6の作物及び大豆、飼料用米(基幹作) ○その他 ・販売すること ・町内産の堆肥を利用すること ・堆肥の散布量が¹10a当たり2t又は4m³以上であること ・1圃場につき1回までの助成とする。 ・令和2年度収穫後の散布より令和3年度取組とみなし対象とする ・飼料用米は新規需要米取組計画の認定を受けていること。					
取組の確認方法	○対象者 ・共通事項のとおり ○対象水田 ・共通事項のとおり ○対象作物、その他 ・共通事項のとおり ・現地確認等による ・堆肥散布の実績のわかるもの ・新規需要米生産集出荷数量一覧表による					
成果等の確認方法	・支払対象面積を集計					
備考	整理番号1・2・3・4・5・6・9・10・「飼料用米複数年(県設定)」及び7・8(そば・麦・WCS用稲を除く)と重複して支援可能 環境保全型農業直接支払制度(堆肥の施用)との重複交付は不可					

※ 課題や目標の数値については、必要に応じて参考となるデータを添付してください。

別紙

1 共通事項

「共通事項のとおり」と記載されている場合は次のとおりとする。

(1) 具体的要件

ア 助成対象者

経営所得安定対策等実施要綱に定める者とする。

イ 助成対象水田

経営所得安定対策等実施要綱別紙1に定める水田とする。

(2) 確認方法

ア 助成対象者

経営所得安定対策等交付金交付申請書により確認。

イ 助成対象水田

水田台帳等により確認。

ウ 助成対象作物

共済加入、現地確認等により確認。

R3 産地交付金一覧（岩美町）

令和3年4月23日（当初）

			販 売 用 等 作 物					(円/10a)	
								R3 当初配分単価 (上限単価)	
1	重点振興作物① 助成	白ねぎ						19,495円 (上限:36,000円)	
2	重点振興作物①生産拡大 助成	白ねぎ						7,581円 (上限:14,000円)	
3	重点振興作物② 取組推進 助成	ハトムギ						13,538円 (上限:25,000円)	
4	重点振興作物② 収量増加 助成	ハトムギ						8,122円 (上限:15,000円)	
5	振興作物助成	ブロッコリー	アスパラガス	小豆	マコモタケ		13,538円 (上限:25,000円)		
6	直売所販売 一般作物助成	野 菜	いちご	きゅうり	すいか	なす	パプリカ	未成熟とうもろこし	8,122円 (上限:15,000円)
			枝豆	こんにゃく	だいこん	にんじん	ばれいしょ	メロン	
			かぼちゃ	さといも	たまねぎ	にんにく	ピーマン	やまのいも	
			かんしょ	さやいんげん	とうがらし(含甘長)	ねぎ	ほうれんそう	レタス	
			キャベツ	しょうが	とまと(含ミニ)	はくさい	中国野菜(チンゲンサイ等)		
		豆 類	そら豆	落花生					
	花 き	きく	ストック	てっぼうユリ	トルコキキョウ	りんどう	その他花き		
	苗 類	花壇苗	球根	種苗類(野菜・花)					
7	生産性向上 排水対策加算	大豆	小豆	そば	麦(基幹作)		1,624円 (上限:3,000円)		
8	団地化取組加算	大豆	ハトムギ	そば	WCS用稲	飼料用米 (多収品種)	(基幹作)	1,624円 (上限:3,000円)	
9	飼料用米低収改善加算	飼料用米(多収品種)					2,707円 (上限:5,000円)		
10	飼料用米減収予防加算	飼料用米(多収品種)					1,083円 (上限:2,000円)		
11	そば作付け取組推進助成	そば					18,953円 (上限:35,000円)		
12	堆肥散布助成	整理番号1・3・5・6の作物及び大豆、飼料用米					2,707円 (上限:5,000円)		
県設定	耕畜連携助成(資源循環)	WCS用稲					(13,000円)		
県設定	そば・なたね作付助成	そば					(20,000円)		
県設定	二毛作助成	小麦					(上限:13,000円)		
県設定	飼料用米複数年	飼料用米					(12,000円)		

※ 二毛作助成については、主食用米、戦略作物助成の対象作物、又はそば、なたねとの組み合わせが対象です。
 ※ 交付単価は、増減する場合があります。

◇ 岩美町農業再生協議 岩美町役場

〒681-0003

岩美町浦富675番地1

TEL:0857-73-1562

事務局

JA鳥取いなば岩美支店

〒681-0065

岩美町新井339番地1

TEL:0857-72-1524